

倉吉市児童手当法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月17日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市規則第23号

倉吉市児童手当法施行細則の一部を改正する規則

倉吉市児童手当法施行細則（平成25年倉吉市規則第15号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職権に基づく額改定の処理)</p> <p>第9条 市長は、府令第3条第1項又は第2項の届書の提出がない場合であっても、<u>公簿等(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づく情報連携を含む。第10条及び第12条第2項において同じ。)</u>によって児童手当又は特例給付(以下「児童手当等」という。)の額を減額すべきものと確認したときは、職権によりその額を改定し、それぞれ様式第3号又は様式第4号により、当該手当等の支給を受けている者(以下「受給者」という。)に通知するものとする。</p> <p>(一般受給者に係る現況届の処理)</p> <p>第10条 市長は、府令第4条第1項の届書の提出を受けたとき、<u>又は同令第4条第3項の規定により現況届の提出を省略させたときは、当該届書の記載事項又は公簿等により確認した情報等</u>により審査し、令第14条第1項又は第2項の規定により請求があったものとみなす場合は、様式第1号により、支給事由が消滅したことを確認した場合は、当該手当等の認定を取り消し、児童手当・特例給付支給事由消滅通知書(様式第5号)により、届出者に通知するものとする。</p>	<p>(職権に基づく額改定の処理)</p> <p>第9条 市長は、府令第3条第1項又は第2項の届書の提出がない場合であっても、公簿等によって児童手当又は特例給付(以下「児童手当等」という。)の額を減額すべきものと確認したときは、職権によりその額を改定し、それぞれ様式第3号又は様式第4号により、当該手当等の支給を受けている者(以下「受給者」という。)に通知するものとする。</p> <p>(一般受給者に係る現況届の処理)</p> <p>第10条 市長は、府令第4条第1項の届書の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により審査し、令第14条第1項又は第2項の規定により請求があったものとみなす場合は、様式第1号により、支給事由が消滅したことを確認した場合は、当該手当等の認定を取り消し、児童手当・特例給付支給事由消滅通知書(様式第5号)により、届出者に通知するものとする。</p>

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。